

別表十七の二（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の89の3（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「連結超過利子額5」は、調整対象連結事業年度（令和2年旧措置法第68条の89の3第3項各号に掲げる場合に該当することとなった連結事業年度及び
- 同条第4項各号に規定する場合に該当することとなった連結事業年度をいいます。以下同じです。）にあつては「前期の(9)又は」を消し、調整対象連結事業年度以外の連結事業年度にあつては「又は(15)」を消します。
- 3 「連結超過利子額の調整計算」の各欄は、調整対象連結事業年度に該当する場合に記載します。